

話題提供 1 「高度専門職の養成と教養教育—法律専門職を中心に—」

土 井 真 一（京都大学大学院法学研究科・教授）

（土井） 本日は法科大学院教育に携わる一人としまして、現在過渡期にあります法学教育の在り方を素材にして、高度専門職の養成における教養教育の果たすべき役割について、現在感じていることをお話しさせていただきまして、本シンポジウムの話題提供とさせていただきますと思います。

ご存じのように法科大学院制度といえますのは、大学院における法学教育、司法試験及び司法修習を全体として有機的に連携させて、プロセスとしての法曹養成制度を整備すべきであるという立場に基づきまして、平成16年4月に専門職大学院として開設されました。標準修業年限は3年、原則として入学に際して法学の知識を要しないという建前になっています。ただ、主として法学部出身者等、すでに法律学の基本的な知識を有している者（法学既修者）につきましては1年短縮をして2年で修了が可能という制度を設けています。実際に法曹資格を得るためには法科大学院を修了して、更に新司法試験に合格をする必要があります。平成18年3月に第1期修了生を輩出していますが、5月に修了者2176名に対して新司法試験が行われ、9月に1009名が合格しています。

法科大学院の教育内容そのものにつきましては、カリキュラムの体系化、少人数クラスにおける双方向・多方向型授業、授業評価、あるいは認証評価の実施等、教育改善のために近年唱えられてきた方策がほとんど取り入れられています。近時、大学院の重点化や研究領域における競争原理の導入ということで、大学における教育が軽視されてきているのではないかとといった懸念も出されているところですが、法学に関する限りは全く逆でございます。結果として、私を含めて法律学者の授業が素晴らしくなったかと言われますと、その点についての実証的結果はないと言わざるをえないわけですが、素晴らしくなるように懸命に努力させられていることだけは確かでございます。悪い言い方をする人は、「教育に疲弊している」というぐらいに、教育が非常に重要なウエートを占めるに至っています。このような法科大学院の設置が法学部、あるいは法学系学部教育にどのような影響を与えるのかが、本日の大きな課題だろうと思っています。

従来から、法学系学部卒業者は、法曹、すなわち狭義の意味での法律家に限定されない多様な進路をとっておりま。これは法学部卒業者に対する多様な社会的ニーズがあったことによるもので、法的素養を持った人材を、司法のみならず行政、企業、その他幅広い形で社会に輩出することで、我が国におけるリーガル・リテラシーを底支えしてきたのだという評価もあるところです。

しかしながら、広い意味で社会的ニーズがあったのは法的素養であって、高度な法的専門知識、あるいは能力といたったものではございませんでした。それは、我が国の社会が大学教育、あるいは専門的な職業的能力に対して与えてきた評価の一例であろうと思っています。自虐的に言えば、法的素養といいましても、法学部を出ておればルールや約束は守るべきだということは理解している、複雑な事務をまじめにこなす能力があるのではないかと程度の期待だったのかもしれない。いずれにせよ法科大学院の設置というのは、このようなある意味で非常に不自然な教育課程を何らかの形で是正すべきであるという取り組みであったと言えると思います。

ただ、ここで留意しなければならないと考えていますのは、専門職業人教育の問題は、すべからく専門職大学院教育の問題ではないということです。といいますのも、職業教育自体を最も広く理解しますと、いわゆるキャリア教育や就職支援も含まれる形になってきます。しかし、例えばプロジェクトやスケジュールの管理方法はどうすべきか、効果的なプレゼンテーションはどうしたらいいか、弁護士事務所の経営や税務はどうしたらいいのかといった研修を法科大学院でやっているわけではございません。これまでも指摘されているように、そもそも我が国の専門職業人教育というのは、新しくできました専門職大学院だけではなくて、これまでも学士・修士課程などにおいて多様な形態で行われてきています。例えば、医師は6年制の医学部教育という形ですし、エンジニアは、その多くが工学系の修士課程を修了されているのが実情でございます。その意味では、どのような専門職業人教育を大学という空間で行う必要があるのか、あるいは大学の中で行うとして、どの課程で行うのが適切なのかをしっかりと考える必要があるだろ

うと思います。確かに現在大学の役割は多様化してきているわけですが、この点は、大学というものの役割は何なのか、あるいはそれぞれの専門職というものの自己理解、アイデンティティにかかわる重要な問題ではないかと考えています。

こうした中で、基幹的な法曹養成機関として法科大学院が設置されたのですから、法曹養成教育を原則として大学院段階で行うことにしたのはなぜかを問わなければならないだろうと思います。そして、その解答は、法曹養成教育の高度化、多様化に対応するためには大学院段階がふさわしいということにあるのだろうと思います。ただ、その高度化、多様化の内容をめぐって見解が分かれたことが、現在の法科大学院制度を分かりにくくしていると思います。

それでは、一体どういう点で対立があったかですが、一般的に専門職業人養成の高度化、多様化をもたらす要因として、大別すれば2種類のものを考えることができるだろうと思います。一つは、そもそもおのこの専門職に固有の知識が精緻化し、増大していきます。それにつれて求められる能力もまた高度化していきます。これは法律の分野でもそうでして、新たな法律の制定がありましたし、あるいは判例の蓄積が大量になったりしてきますので、それらを習得していくこと自体について時間がかかってきます。考えれば考えるほど複雑な問題はありますし、考えても考えても分からない問題があるからこそ、法学の領域でも学問が成立するわけで、3年間法科大学院で学習すれば、法律が全部理解できるのであればそもそも法学者は要らないことになってしまいます。したがって、専門的知識の蓄積が非常に大きな意味を持ってくるのは確かでございます。ただ、この点を強調しますと、法科大学院を設置したことは、法曹養成を学士課程から大学院段階に移行させたというよりは、学士課程から大学院段階へと延長した、要するに学士課程における法学教育の上に法科大学院教育が積み重なっていくイメージで議論を行う立場になります。

それに対して、異なるもう一つの要因と申し上げますのは、専門職業人にとっていわば外在的な知識、あるいは外在的な能力が重要になってきたということだろうと思います。社会全体の専門分化が進んでいくことはどういうことかといいますと、おのこの分野、専門的な内容だけでは社会・経済活動が完結しないということです。当該分野についての専門的知識は高まっていくのですが、その分領域が狭くなるので、他の専門分野の人たちと協力をしない限りは総体としての社会活動ができなくなってくることになります。

イメージとしては医学がそうでして、専門医という形でどんどん分化していきます。しかしながら病気や症状のほうは専門分化してくれないわけですから、一つの病気を治療しようとする、そこにさまざまな専門医が関与される必要が出てきます。つまり、一人の医師ではなくて、それぞれの専門医が相互に協調しながらでなければ、治療ができない事態になってきます。これからは、社会全体が益々そうなるのだろうと思っています。

そうしますと、ある領域の専門家は、自らの専門分野を高めるだけではなくて、それを社会全体に相対的に位置づける能力、あるいは他の専門領域についてある程度理解をし、逆に自らの専門領域について、他の領域の人に対してある程度説明できるという能力が必要となるわけで、こうした能力を養成していく必要が生じてきます。とりわけ社会制度の設計や運営、あるいはさまざまなプロジェクトのマネジメントを行う領域で指導的役割を果たす人材を育成していくためには、この種の能力を高めていかないと、社会はうまくいかないことになるだろうと思います。

この点、法律家の場合、もちろん専門的知識も重要なのですが、最後には、健全な良識と深い人間的な洞察力が物を言うところもありますので、このような立場からすると、法科大学院の設置は、専門的知識の増大に対応するために、法曹養成課程を延長するのではなく、学士課程における教養教育を重視して、法曹養成教育を法曹大学院の段階へと移行させるという考え方になります。

しかし、制度設計の段階で、この二つの考え方の対立が十分に解消されませんでした。そのために法科大学院が3年制を標準としつつも、法学既修者を対象とした2年制コースを併存させている状況を生んでいるのだろうと思います。このこと自体が法学部の在り方に対して、複雑な影を落としていると考えております。

ちなみにこの点に関する私の個人的意見は、基本的には後者の在り方、法曹養成教育は法科大学院課程に移行するのが望ましいだろうと思っています。その理由は、第一に法律家というものがごく限られた領域、例えば伝統的な刑事の領域に自らの役割を限定して、その専門性を高めていくだけでは、恐らく社会のニーズにこたえられなくなります。その意味では幅広い視野を持って、幅広い領域で活動できる法律家の養成が必要なのだろうと思っています。

第2に法学、とりわけ法解釈学という領域は、教義学的な色彩を非常に帯びる傾向、悪く言えば、権威主義的な傾向がございます。もちろん、これには一定の制度的な意義がございます。というのも、自由な発想で人を処罰してみ

よう、こう考えてみると面白いから逮捕してみた、それでは世の中が納得しないわけで、法的処理にはそれなりにきちんとした制度的な根拠が必要なわけです。そういう意味では、どうしても法解釈学はドグマチックになりがちです。しかしながら、それが過剰になることは法律家の独善化を招くわけで、法そのものを批判的に検討する、自らの役割自体を相対化させるとともに、その限界を認識するという視点を有していることが、恐らく法律家が法律家としての役割を適正に果たすうえで重要だと思います。こういう批判的な視点や自分自身を相対化できる目を育てる必要性が、私自身は法曹養成を大学院で行うことの意義だろうと思っています。

これが今後の法学部教育の在り方にどう影響を及ぼすかですが、考え方としては、①学士課程では教養教育を充実すべきだ、②法学専門基礎教育を充実させるべきだ、あるいは③準法曹といまして、必ずしも弁護士、裁判官、検事という狭い意味での法律家ではないのですが、司法書士や行政書士という隣接の専門職という進路に焦点を合わすべきだという、いろいろな考え方がございます。

私自身の見解は、先ほどの立場からしますと、基本的には①の教養教育を拡充しつつ、どの程度法学専門基礎教育を取り入れることが可能かという方向で考えるべきだろうと思っています。ただ、教養教育を拡充することになりますと、教養教育、あるいは一般教育とは何なのかという大問題がございます。恐らく法曹養成にとって教養という言い方をした場合には、二つの考え方があるだろうと思います。一つは古典的な意味での教養というか、リベラルアーツとしての教養教育のイメージです。それからもう一つは、法学以外の分野について、ある程度基礎的知識を持って欲しいという法律外科目という意味での教養が考えられるだろうと思います。

前者については、すでに古典的な意味での教養の輪郭が崩れつつある中では、ややもすれば閉ざされたエリート主義的サークルのための文化資本というイメージに陥ってしまいます。それだけでなく法律家というのはそちらに陥りやすい傾向を持っていますので、そうならないように十分な配慮が必要になるでしょう。しかし、他方で一步間違えますと、教養というと、いわばクイズ王的な教養知識になってしまいます。しかし、それは法律家に必ずしも必要な能力ではないことになりますので、どういう教養を身につけさせていく必要があるのかを、考えていかなければならないだろうと思っています。

次に、私自身の現状認識として、法学系の学士課程はどの方向に進むかを申し上げたいと思います。もしここ2～3年間に法学の教員あるいは大学全体、国全体の制度として何のアクションも起こさないなら、かなり悲観的な見通しかもしれませんが、法学部は変わることなく存続するし、むしろ法科大学院進学準備過程としての色彩を強めていくだろうと思います。その理由はなにかというと、第一にそれが楽だからです。法学部の教員にとって、新しい学士課程はいかにあるべきかを考えましょう、教養とは何かを考えましょうというのはかなりの負担です。先程も述べましたが、「教育に疲弊している」という声が聞こえてくる中で、法科大学院に加えて、更なる教育改革を考えましょうという意気込みが、率先して法学系教員の中からふつふつとわいてくることはあまり期待できない事態が前提としてあります。もう一つは法律家の圧力です。やはりプロフェッション集団というのは、自らのプロフェッション性について誇りを持っていますので、それ以外の教育に情熱を注ぐ傾向を持ちません。この二つが結びつくと、基本的にほうっておけば法学部はそれほど変わらないのではなかろうかと思っています。

さらに問題なのは、現在の制度がそちらの方向へと事態を進行させる要因を含んでいるということです。第一の問題は新司法試験です。実際に法曹になるためには試験に受からなければいけません。しかしながら現在、法科大学院の定員と新司法試験の合格者数の間には、かなりの不均衡があります。このまま合格率が低い水準を推移することになりますと、過剰な受験戦争が再燃する可能性があります。受験戦争が再燃するとどうなるかということ、法科大学院教育自体の創造性が阻まれると同時に、これは受験教育の鉄則ですが、受験教育の前倒しが必ず始まります。その前倒しが学部にも必ずやってきます。そうなりますと、学部で教養の充実をいおうとしても、なかなか動かない事態になります。これは専門職大学院一般にいえることですが、専門職大学院は必ず出口の問題がございます。出口には専門職集団がいますので、そこを議論をしながら、出口の問題をしっかりと解決しないと、大学だけでは解決できない問題を抱えることになります。

第二は、法学部修了者についてです。既修者については一応法学部を出ていますので、それを法科大学院に上げるときには、法学の試験を課すことができます。あるいは法学部の成績を見ることができます。しかしながら、例えば実際に我々の法科大学院でも理学部や工学部、あるいは文学部出身の学生などが来てくれています。しかし、彼らの

成績を評価するのはものすごく難しいのです。大学の成績評価というのは本当に不統一で、どう見ていいのかよく分からないと思うほどです。もしも、法学部の学士課程を例えば教養のほうに移すことになると、彼らに対しては法学の試験ができません。そして、彼らの学業成績といったものを見ていかないといけません。そうすると、大学全体の成績評価がどうなされていて、それに対してどのような信頼が与えられるのが確立しませんが、なかなか制度として難しいことになります。

第三に、今申し上げたような方向で動きますと、現在ですら学士課程と法科大学院での人材の流動化は激しいのです。法科大学院の入学者に占める自大学、自学部生比率は著しく低下しています。これは通常の大学院と比べものにならないぐらいです。関西の非常に有力な国立大学でも、自学部生比率は10～20パーセントを示しています。そうなりますと、もうすでに学士課程の教育というのは、自大学の法科大学院と学部をどうするかという問題だけでは済まされない。自大学に上がってくるだけではなく他大学に動きますので、法学系学部全体としてどうするかという問題が出てくることになるだろうと思います。さらに大きな問題は、たとえ今度は法学部の間で話し合いがついたとしても、実は他学部がどうされるか、特に隣接した人文社会科学系の学部がどうなっていくかが、密接不可分な問題だと思っています。

法学部や法科大学院が抱えている問題は、広い意味ではガバナンスやマネジメントといった領域で、指導的な役割を果たす人材をどのように育成するかという幅広い視野の問題です。法科大学院にかかわる問題は、法科大学院の特殊な問題ととらえるのは危険で、むしろ大学教育、あるいは高等教育全体との関係を見失わないようにすべきであるという指摘が現在なされているところですが、私もそのとおりだと思っています。その意味で、法科大学院創設に伴うこの種の問題は、我々法律家、あるいは法学者だけではなく、ここにおられる皆さんがたを含めて、幅広く大学の見地から検討していただく必要があるのではないかと考えているところです。（拍手）。

（大塚） ロースクールの問題は意外に奥が深いことを知りました。また、質疑応答の時間にいろいろとディスカッションをさせていただきます。

それでは続きまして、小笠原先生よりしくお願いいたします。